

幕末期の四国遍路の巡礼路の変更

稲田道彦

1 はじめに

筆者は以前本誌において夫婦の四国遍路の旅について報告した(稲田2001)。本論はその修正とそれ以降の論考を付け加えた続編にあたる論文である。

2001年の論文の主な論点は2点あった。最初に江戸時代末期にあつて吉岡無量居士と吉岡のぶという夫婦が四国遍路の旅をしたということをめぐるであつた。また彼らの四国遍路の旅が四国を一周するという経路ではなく現在の巡礼路とはかけ離れた経路をとっていることの考察であつた。次に後半の論点では明治8年から明治35年にかけて遍路を行った酒井又衛門と酒井サヨという二人の酒井家の家族についても納経帳に記された記録から彼らの遍路の旅について明治時代の四国遍路の巡礼の変化が窺われる事項について報告した。この論文では2001年論文の前半部分の修正と幕末期の遍路の巡礼路の変遷についての考察を行うものである。

2 吉岡無量居士と妻のぶについての指摘

吉岡無量居士とその妻のぶの遍路の旅について述べる。二人の残した2冊の納経帳は多くの人の手を経て現在筆者の手元にある。幾分妻の方が小ぶりに作られているが、2冊は同じ紙質の紙を使い同じ仕様で作られた和綴じの私家本冊子である。二つの本は1か所、書かれている内容のページが前後するだけで、ほぼ同じ内容が記載された納経帳である。筆者は多くの納経帳を見てきたが、近年のものを除いて、同じ内容の2冊の納経帳が存在することはこの事例以外に知らない。

図1に2冊の納経帳の表紙を示した。この表紙より考えられることを述べる。同じ納経帳を残すということから、前論文執筆当時、筆者は二人で四国遍路をしたと考えていた。夫婦で遍路を行うことが当時の社会や家族の制度にあって、珍しいことであると考えており、あえてそれをなした人達として、時代の先駆けの旅行となると考えていた。藩を超えて四国遍路という旅行を夫婦で行うことの新鮮さを考えていた。西国巡礼に比べて比較的貧しい人が多く訪れるとされた四国遍路にあって、夫婦二人で回ることの境遇を想像していた。表紙に年号が表記されているように、安政4年(1857)のことである。安政4年は明治時代の直前という時代である。外国人が日本へやってきて通商を請うという時代で、鎖国政策をとり続けてきた日本が外国との交渉をせざるを得ないという状況に追い込まれている時代である。世の中が徐々に江戸幕府の崩壊に向けて進み、社会が騒然となる時代であると教えられていた。国家や社会では山積した問題が噴出する時代であるが、庶民の生活はどうであったのだろうか？世の中があわただしくなっている時代に二人で遍路を行うという行為に、現代の夫婦の関係のような行動原理の端緒を見た気がしていた。



図1 納経帳の表紙 吉岡氏無量居士と妻のぶ

この論文に書いたとおり無量居士というのは本名ではなく、戒名である。私は生前に戒名を受けた男性を想像していた。しかし文字通り解釈すると、無量居士が生前に戒名を受けて夫婦二人で回ったのではなく、無量居士という死者と生者である妻のぶが四国遍路をしたのではないかという指摘をうけた。当時私が気付かなかったもっとの指摘であった。無量居士氏は故人で、妻のぶが亡夫の菩提を弔うために一人で遍路行をしたのではないかという推測に傾いた。後生往生を願って生きているうちに四国遍路をするという目的ではなく、死者供養という現代人も多く抱く遍路の目的が、のぶの遍路の旅にであったことを想像した。一人で2冊の納経帳を持って歩いた婦人を目に浮かべた。寡婦が夫の菩提を弔うために行う四国遍路という遍路の目的がこの時代に存在していたことを想像した。

3 吉岡氏無量居士について

吉岡氏無量居士は表紙に書かれているように丹後竹野郡木橋村の住人であった。当地を現在の住所表示で示すと、京都府京丹後市弥栄町木橋にあたる。木橋地区において吉岡無量居士氏の情報について尋ねた。現在も吉岡氏は木橋地区を中心に約100戸を超す一族を形成している。無量居士氏はその本家筋に当たる家の出身であった。私が訪問した2008年当時、無量居士氏の後裔の方は家をそのままにおかれて、木橋村とは別の地で生活されていた。集落の背後の丘の上に吉岡氏の墓地があり、中でもとりわけ大きいのが吉岡無量居士の墓であった。郷土史家の森岡良策氏はこの地域の墓石に残された文字と檀家寺院に残された死者のいわゆる過去帳、さらに旧戸籍簿の記述を対照し、家ごとの死者のリストを作成されていた。この資料の中から無量居士氏に直接関係する家族の部分を見せて頂いた。

プライベートな情報なので関係する事項だけを拾い記述する。無量居士の姓名は吉岡政右衛門という。彼が死亡したのは明治10(1877)年10月9日である。死亡した時の年齢はわからない。無量居士の法名は太長院天屋無量居士である。彼は生涯に3人の妻を迎えている。最初の妻が納経帳に書かれている妻

の信である。森岡氏の記録によると、信は天保2（1831）年7月26日（注記によると旧戸籍帳の記録では7月16日）に亡くなっている。死亡者の姓名として政右衛門妻易信塚と書かれ、法名は沖明院禪室深定大姉（別の注記には旧戸籍帳の法名、沖明院深室禪定大姉と書かれている。これは墓石の戒名である）である。吉岡政右衛門氏の二番目の妻（生前の名前は不明）のなくなる日が弘化3（1846）年1月26日である。さらに後妻（森岡氏の記述による）が死亡するのが明治16（1883）年4月26日となっている。墓石には政衛門と3人の妻の戒名が彫りこまれている。この資料によると政右衛門は妻信の死後46年間生きていたことになる。生まれた年が分からないので死亡した年齢が何歳であるかは断定できないが、長命であった可能性が考えられる。この資料によると、四国遍路を行ったのは妻信ではなく、吉岡氏無量居士自身が安政4（1857）年に四国遍路を行ったと考えられる。この年は信の死後26年がたっており、後妻が亡くなってから、すでに11年がたっている。無量居士がどのような理由で四国遍路を行ったのか推測するしかない。また妻の名前として信のみを記した納経帳しか残されていない。彼の心を推測する資料はこれ以上残されていない。

筆者の想像と違い、俗名を記したのぶの納経帳が故人のものであり、戒名を記した吉岡無量居士が生者であった。当時の習俗として故人の納経帳をもって四国遍路を行うことがあったことを推測してもよいと考えている。戒名の扱いは現代人ほど厳密ではなかったことも窺える。そして夫婦で四国遍路を行うという習俗はまだ出現していない。また死者供養のための四国遍路が行われた可能性があると考えている。

4 幕末時代の四国遍路の巡礼経路の変更

もう一度吉岡無量居士の納経帳を見してみる。吉岡無量居士は土佐の国に入国していない。それは喜代吉榮徳（1998）が指摘するように土佐藩は繰り返し入国を制限する御触れをだしてきた。土佐藩の領民が自分自身も貧しいのに、遍路に接待として自分の料物を惜しみなく分け与える習俗を藩政を預かる人々が

快く思わず、遍路の入国を拒みたいという意志が背景にあったと言われている。そして安政の大地震によって以下の通達を出したことが報告されている。

就大震辺路入込処ヨリ村継ヲ以御境目江可送出事 覚 此度
 之大変ニ付、別而里前往還筋大破ニおよび、辺路共順路難相成ニ付き、入
 込居候所之地下役纏覚書相添、村継ヲ以可送出旨、辺路街道地下役共江及
 下知候条、尚於脇道も無油断可遂詮議也。安政元年寅年十一月十四日 後
 藤助四郎 村々庄屋中 『憲章簿』。喜代吉榮徳（1998）、高知県（1977）

これは安政の大地震、または安政の南海地震といわれる地震で、嘉永7（1854）年11月5日に起こった地震でマグニチュード8.4、死者数千人といわれる地震の影響であることを示唆している（嘉永7年11月27日より安政に改元される）。それに伴いだされた御触れで土佐藩では関所において厳密に遍路の入国を制限したようである。

また隣藩の宇和島藩においても翌年に同様の遍路の入国制限を行うようになる。藩主の記録類をまとめた「御手留日記」に以下の記述がある。

『二十二日壬子曇 寒暖計朝七十一度夕七十四度江戸曇 大控曇（P37）
 去冬之地震後、四国邊路ノ土州領内、通行ヲ禁シタル旨、通達アリシヲ以
 テ、當領御境目御番所ニ於イテ、同様禁止シタルナリ、往々、禁ヲ犯シ
 テ、紛レ込ミ、横行スル者モ、有ルヤノ風聞アルニ付、愈御沙汰有ル迄
 ハ、右躰之者、見當リ次第、村送りニシテ、直ニ領内ヲ放逐セシム可シ
 ト、郡奉行ニ命ジ、御番所支配へ通達セシメラル』稿本「藍山公記」安政
 二年乙卯八月 卷七十一 「御手留日記」

（「御手留日記」）。稲田道彦（2007）

これらの記録により、四国を巡礼する四国遍路は安政元年（1854）年より巡礼路を変更することが余儀なくされた。四国遍路の巡礼路の変更を彼らが所持

した納経帳の記録より検証する。

5 納経帳の記述による巡礼路の変更

吉岡無量居士と同時代の安政元年からの納経帳を調べることにより、同時代の四国遍路が土佐藩と宇和島藩の入国の様子はどうであったかを考察する。筆者が調べることのできた26冊の納経帳のデータより考察する。

筆者が目にするのできた納経帳を表1に示した。筆者が調べた範囲で、表1に示した最後の資料27の明治7年の納経帳では、高知と宇和島地方を通過している。ここには挙げなかったが、それ以降の納経帳も現在と同じように四国を一周するルートをたどっている。それで、明治7年の資料の納経帳を参考資料として示した。資料27を除いた26冊の納経帳が今回の報告の対象となる。まず表1において、土佐藩と宇和島藩への入国の欄によって納経帳の所持者が土佐・宇和島の両国に、入国したかどうかを示した。入国したことを示す納経帳が2冊ある。このうち資料3の納経帳について説明する。この納経帳は表紙が半分くらい欠損していて、年月日を書いた紙が表紙に張り付けてある。この納経帳は寺院で納経時に寺人により書かれる文言に加えて、余白に所持者が様々な情報を書きこんでいることが特徴である。所持して回りながら、書き込みを加えていく所持者の思いが伝わってくる。書き加えられた内容には間違いもあり、この時代に口頭で聞いた情報のあり方を知ることにおいても一つの資料となる。をれぞれ一つの札所で3つの宝印をいただいている。それは、巻末に書かれているように妻と娘を同行していて3人で一冊の納経帳を所持していたと考える。家族で四国遍路をする習慣がすでにあったことを推測する。また自身が文字を書き込むことにより、江戸時代の多くの庶民が読み書きができなかったという通説とも違っている。入国が制限されていると考えられる土佐の札所と一部の奥の院、宇和島藩の札所を巡礼している。ただよく見ると、納経の記述すべて同じ宝印が3個ずつ押されている。各寺院の宝印が同じことはあり得ない。文字も多くの札所での書きぶりが同一人によることを推測させるものである。このことは巡礼者自身が自分で納経帳の書き込みを作成したこと

表1 幕末期の納経帳

資料番号	表紙	年	所蔵先	土州十七ヶ所巡拝所	土佐藩・宇和島藩への入国	備考
1	安政四年丹後竹ノ郡木橋村奉備禮四国霊場納経丁巳十吉日吉岡氏無量居士	安政四年 1857	稲田道彦	○	×	京都丹後地方の人である。次の資料番号2の納経帳と内容が同じ。夫婦で巡礼したように見える。土州十七ヶ所巡拝他の納経印をうけける。第40番、第41番、第42番、第43番の納経を八坂寺と西林寺の間の寺院が行っている。これは宇和島藩の寺院納経を担当する納経寺院があったことを示唆している。
2	安政四年丹後竹ノ郡木橋村偏禮四国霊場納経丁巳十吉日吉岡氏無量居士妻のぶ	安政四年 1857	稲田道彦	○	×	上記1の納経帳と一ヶ所、納経順序が違うだけで同じ内容の納経帳である。吉岡氏無量居士妻の納経帳である。
3	安政四年巳八月七日出立あとの部分表紙欠損	安政四年 1857	稲田道彦	×	○	納経以外に自分で旅の注釈を余白に書き込んである。土佐と宇和島領に入国したように見えるが、全寺院の宝印がすべて同じことや、書いた文字が、多くの場合はほぼ同じ人が書いたように見える。土佐と宇和島藩には入国していないと推測する。自分で納経員を作成した可能性がある。巻末に宿泊場所のリストを書いている。リストでは土佐宇和島には行っていない。終わりの所に備後東城町住辰巳屋友七郎 女房於常 娘於元 と巡礼者の住所と名前が書かれている。3人で一冊の納経帳を用いた。
4	四国八拾八ヶ所奉納経淡州須本	安政五年 1858	香川県歴史博物館	×	×	阿波を打ち終え、伊予に入った三角寺で終わっている。後半部分が欠落したと推測する。カセンヨリで綴じている。箸蔵寺の日付の記述より安政五年であることがわかる。
5	表紙欠損	安政五年 推定 1858	香川県歴史博物館	×	×	表紙がない。途中の香門寺から始まっている。一冊の納経帳が2冊に分けられたと推定する。この納経帳は資料番号4の続きより始まる。上の冊子の続きの伊予の札所番号より始まる。よって年代は不明ながら、安政五年を推定する。安政五年は午年。第76番に午の年の記述を推論の補強材料とする。
6	安政五年二月上旬四国八十八ヶ所納経簿江州栗太郡勢多 神宮寺	安政五年 1858	龍満馨氏	×	×	滋賀県の人である。京都御室御所、東寺に詣る。四国は道場寺から讃岐、阿波、伊予、讃岐と巡礼する。藤井寺から箸蔵寺、金毘羅宮を経て、大宝寺のコースをとる。

7	安政五戊午年 奉納經 三月吉祥日	安政五年 1858	稲田道彦	×	×	讃岐、阿波、伊予、讃岐の順で回る。大宝寺の後、正善寺、横峯寺の順をとっている。これは石鏡越えの巡礼路の存在を暗示する。
8	安政五戊午歳 二月吉祥日 楢○村尾 熊次 津弥 かね	安政五年 1858	稲田道彦	○	×	伊予、讃岐、阿波、伊予の順に回る。5個の納経印がある。3人と2人が2回回ったと考える。最初が午年、次が戌年。2回目は阿波国の日付を見ると最初と回り方を変えている。
9	表紙欠損	安政六年 1859	稲田道彦	×	×	讃岐、阿波、伊予、讃岐の順で回る。44番大宝寺、67番大興寺、68番神恵院、69番観音寺に詣っていない。表紙裏表紙が欠損している。大三島に行く。阿波国内の参り方が独特。資料6の納経帳と同じ参り方をしている。安政6年は仏生山の日付に書いている。
10	安政第七庚申年三月日 四国中御霊場納経 讃州豊田郡室本浦木津屋惣三郎	安政七年 1860	稲田道彦	○	×	讃岐と阿波国の巡礼で、伊予は三角寺のみ納経している。巻末の白紙頁が多いことより、途中で中断したこととも考えられる。
11	文久元歳西五月 四国八十八ヶ所順拝 皇都烏丸四條下ル町 願主永助	文久元年 1861	愛媛県歴史 文化博物館	○	×	京都の人。最後に御影が8枚はりつけである。讃岐、阿波、伊予、讃岐の順に回る。南宇和4カ寺遥拝処印がある。朱印が大宝山寺と同じである。大宝寺がこの納経をした可能性がある。
12	奉納四国八十八ヶ所 御納経	文久二年 を推定 1862	稲田道彦	×	△	最初に宇和島藩3ヶ寺の納経がある。住所氏名等の記述はないが宇和島藩の住人であろうか。戌年と土佐国に入国していないことより文久二年を推定している。
13	文久二壬戌三月吉日 平谷村○宮（欠損）	文久二年 1862	稲田道彦	○	×	表紙が剥がれていて一部読めない。長野県の平谷村であろうか。蔵島神社に詣でる。1番から回る。40番の遙拝所の納経がある。同じ宝印が資料番号1の真藏院光明寺の納経で押されている。阿波で番外寺院を多く参詣する。
14	文久三歳 讃岐國大内郡 納経 亥三月上旬馬篠邑住	文久三年 1863	稲田道彦	○	×	讃岐国住人。1番から回る。47番八坂寺の日付が難読、二十二日と読むのが妥当かもしれないが、そうすると行程の日程が狂ってしまう。
15	文久三癸亥歳 奉納四国八十八ヶ所順拝 正月吉祥日	文久三年 1863	愛媛県立歴史 博物館蔵	○	×	裏表紙に紀州牟婁郡田辺三番○芝銀松 歎喜禅寺と書いている。さらにその上にもう一枚新しい裏表紙を作り、本山崎家蔵 昭和拾貳年八月授と書かれる。亥年に2月と4月の2回回っている寺院があるので、日付が分かりにくい。

16	表紙欠損	文久三年 を推定 1863	福田道彦	○	×	小型本の納経帳である。表紙裏表紙が欠損している。土州十七ヶ所遙拝と日付にある亥歳から、文久3年を推定している。土州十七ヶ所遙拝所の日付の所に同じという記号7が書かれていた。葉王寺が納経したことを推測する。横峯寺から岩屋寺のルートをとっている。2月から5月とかなり長い期間の四国遍路である。いくつかの札所を参っていない。雲辺寺、観音寺、本山寺、甲山寺、普通寺、一宮寺が抜けている。
17	亥の年子の年 四国納経帖	文久三年 を推定 1863	福田道彦	○	×	裏表紙に西讃州多度津ア正〇屋をと書いてある。2回まわると一回は文久4年(49番の記述より)もう一回は一年前の亥年文久3年を推定。子年の阿波の国の日付より1回目と2回目とではまわる順を変えている。土州十七ヶ所遙拝所印がある。1回目の雲辺寺の後の回り方も他の納経帳と違う。
18	豈文久三発 納経 東讃寒川郡志度村三谷津變	文久三年 1863	福田道彦	○	×	讃岐志度の人。土州十七ヶ所の納経の日付で同じという意味の記号が出てくる。葉王寺と同じ日付で同じ人が書いたと解釈してもいいのではないか。讃岐国は2回まわっている。伊予土佐は全く回っていない。
19	文久四歳播州加古郡新野辺住人 奉納四国中靈場納経 子二月吉日願主大吉	文久四年 1863	愛媛県歴史 文化博物館	×	×	播州の人。道場寺より讃岐、阿波、伊予、讃岐と回る。いよ宇和四カ寺遙拝の納経がある
20	納経	元治元年 1864	愛媛県歴史 文化博物館	○	×	阿波一国参りの納経帳
21	奉納元治元年 四国八拾八ヶ所順拝 子三月吉日	元治元年 1864	愛媛県歴史 文化博物館	×	△	裏表紙に大阪東天満伝保町〇〇公林三坊(雑説)娘いせ行年廿九歳。道場寺より讃岐、阿波、伊予、阿波と回る。土州は35番一の宮に参るが、一言は30番である。疑問のある納経。麻島神社に参っている。
22	慶應二丙寅年二月より 奉納経 阿苏美馬郡雷江名大木原藤川弁太	慶應二年 1866	福田道彦	×	×	阿波の人、阿波、伊予、讃岐の順に回る。番外津峯で納経、2回から4回お参りする。横峯寺から岩屋寺に行くコースが推測される。

23	慶應四辰二月吉日 四国霊中霊場状納経帳 阿陽名西郡左右内村願主鉄次郎	慶應四年 1868	徳島県立博物館	×	○	阿波の人、5 回回っているので日付はどの年度のものか判定できない。土佐の国は一回少ない。最初の年に土佐国に入学できなかったと考える。後の 4 回で土佐に入学したので、納経帳の最後の部分に土佐国の分がついている。同様で、讃岐も 4 回である。讃岐に関しては最初の回が抜けのかわからないが、納経の順番より、最初の巡礼が伊予国に回った後、川之江から池田に抜ける道をとったのではないだろうか。最初の巡礼が変則的だったのではないだろうか。
24	慶應四辰三月吉辰 納経帳 西讃丸亀領三野郡庄内郷箱浦 森講津女	慶應四辰 1868	瀬戸内海歴史民俗資料館	×	○	讃岐の女性。最大 5 回語っている、土佐と宇和島藩は他に比べて一回少ない。明治になって 4 回参ったことを推測する。24 番から 43 番までが番外も含めて番号順になるように巡礼している。そこを白紙のままおいて後に巡礼した事を推測する。女性ながら女人札所ではなく札所に参っている。女人札所が明治になり閉鎖されていたためであろうか。蔵島神社にも語る。
25	慶應四年 四国納経帳 辰三月吉日	慶應四年 1868	稲田道彦	○	×	道隆寺より、讃岐、阿波、伊予、讃岐と回る。土州十七ヶ寺遙拝印と南宇和 4ヶ寺の納経印がある。蔵島神社にも参拝している。
26	明治四年辛未八月 奉納 讃岐国高松縣綾歌郡南 四国八十八箇所 天下泰平日月清明 吟藏	明治四年 1871	香川県歴史博物館のうち大久保家文書	○	×	表紙の明治 4 年の吟藏や表紙裏の明治 4 年の旅行の記述と、それ以外に後から、編集者が本に作るために加えた旅行許可書からなる。戸長不明妻ト子らの明治 13 年の記録が加えられている。ト子ら家族三人で明治 13 年に行った四国運路の記録はあとで付け加えられたものである。資料としては、寄留者大久保氏により、一度納経帳を解体して、新しく貼り巡拝の順序を再構成したことが想像される。配列から巡拝の順序を述べるとは無理である。土州十七ヶ寺遙拝の納経がある。旅行届けは別人のを後で巻末に貼らせて編集したものと思われる。同資料には紙製の御経帷子が同封されている。
27	明治七甲戌二月吉日 奉納経 四国本山崎藏（新しい表紙） 明治七年 奉納経	明治七年 1874	愛媛県立歴史文化博物館	×	○	裏表紙に第七大区七ノ小区 紀伊国 度会縣神木村傳助と書かれている。伊予と讃岐の巡礼がない。四回回っている札所もある。変則的な回り方である。高知県の東部の寺院の名前が江戸時代と変わっている。

を推測させる。そしていずれかの寺院で全部の頁に宝印を押してもらったことを推測する。自分で納経を完成させる行為を許せば、納経は札所寺院のみで行えるというという遍路の暗黙の前提を崩すことになる。巡礼にとって実際に参拝することよりも、参拝のしるしである納経帳を完全なものに仕上げるのが大切であるという考え方にもつながる。全部のスタンプを集めてスタンプノートを完成させることに汲々とする現代人コレクターの心情に近いものを感じる。この点においては四国遍路が修行であると考えた宗教的な思索とも遠いものを感じる。この遍路にとっては実際の参拝するという行為よりも納経帳を完成させることを大事と考えることになる。どこの寺院の宝印か現時点では判定ができないが、今後の問題としたい。

もう一冊、資料番号12番の納経帳は最初に宇和島藩の3寺院の納経がある。41番龍光寺、42番佛木寺、43番明石寺の三寺院である。宇和島藩4ヶ寺のうち40番観自在寺が欠けている。例えば資料1・2に見られるように松山平野の寺院が宇和島藩の札所を遙拝する納経を行ったのとは違っている(稲田2004)。現時点で一番考えられるのは、この納経帳を所持していた遍路が、宇和島藩領に暮らす人であったと推測している。所持者の住所等が書かれていないので、推測の域を出ない。遍路を受け入れていない宇和島藩領の人でも四国遍路に出かけることができたことを推測させる。そして土佐藩にはこの遍路も入国していない。

資料21番も土佐国に一ヶ所だけ納経したことになっている。版木による印刷で、35番四国第三十五番奉納経 一ノ宮 正八幡宮 神主岩雲主殿正と書かれている。納経の順番でいうと、9番法輪寺の納経の次の頁にあり、その後には番外箸蔵寺、66番雲邊寺と続く。正しくは土州一之宮は30番である。資料1や2の中にみられる遙拝所での納経のように便宜的に30番一之宮を納経させる社寺または庵のような存在があったことを推測する。土佐国の一社寺のみに入国できたとは考えられないことを理由とする。

幕末期に最初の遍路行を行い、その時は土佐・宇和島領へ入国できなかったが、明治になって再度複数回の巡礼を行っている納経帳がある。資料番号23

と24は高知県の札所の納経印があるが、どちらも5回まわっていて、土佐・宇和島藩分は1回少なくなっている。表紙に書かれた最初の年は土佐・宇和への入国を行わなかったものと考えている。明治時代になって残りの4回を行ったものと推測している。

以上のような理由で、土佐藩と宇和島藩への他国の遍路の入国の禁令は厳しく守られたと考えている。明治5年から明治政府による新政府の政策が実行された。それまでの明治4年までは過渡期として幕府時代の法制が施行されたと教えられている。そういう点で、土州と宇和島藩への入国は、表1の資料の範囲では安政4年から明治4年まで守られたと考えている。さらにもっと多数の資料にあたり、さらに厳密に、両国への入国しない期間を確定する必要がある。また同時に、土佐・宇和島藩の住民で、この間に遍路に出かけることができたのであろうかという点に関しても納経帳の発掘により明らかになる。

さて、土佐国に入国しないで、遙拝するという「土州十七ヶ處遙拝」という納経印に関しては2つの疑問点がある。一つはどこの寺院でこの納経を出したのであろうかという点である。資料1と2の願文の「奉納」の字の崩し方が、同一人物が書いたことを推測させる(図2)。資料番号18の日付の前と同じくという意味と考えられる鍵型の記号が書かれている(図3)。前に同じ日時であるということを書くことを想像すると同一箇所での納経したことが推測される。薬王寺の可能性が高いと考えている。薬王寺にこの納経に使われた菊の紋章の宝印を問い合わせたが、現在はその所在が分からなく、薬王寺が出したものかどうかは未確定のままである。

もう一点土佐国は札所寺院が16ヶ寺であるのに、17ヶ所とあるのもう1ヶ寺がどこであるかという点である。現時点で確証がないものの例えば、土佐藩の遍路政策の触書には16寺院に加えて月山神社を加えることがあるが、これが番外札所の一寺社にあたるかどうかについてもさらに調査が必要である。

6 番外札所

土佐藩と宇和島藩領への入国が禁じられた遍路は残りの地域を巡礼する。本

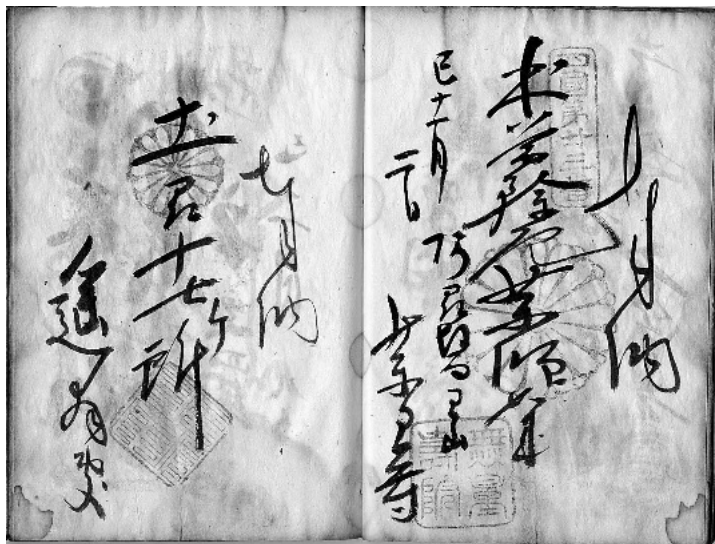


図2 吉岡氏無量居士の納経帳

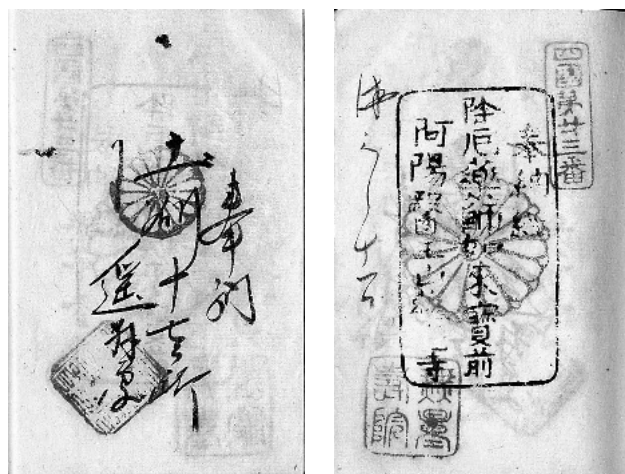


図3 納経帳 土州17ヶ所納経帳 (表1の資料番号13)

来の四国を一周する経路が変更されることにより、迂回する巡礼路が形成されたと考えている。札所番号の順を追って回る従来の巡礼と違い、コースの選択に自分の裁量の範囲が大きくなると思われる。しかし、多くの遍路に共通する経路が出現したと想像している。このことについては次の論考で考察することにする。さらに埋め合わせの行為のように他の時代に比べて、番外札所での納経が増えるように思える。各資料のうち札所以外の番外札所の納経所は表2のようになる。表で難読と書いているものは筆者が調査の過程で読めなかったもので、古文書解読に長じている方には解読できる文字である。多くの遍路に納経される拝所と、限られた参拝者によってのみ納経される拝所とがある。さらに江戸時代は神仏習合の時代なので、寺院と同様に神社へもこだわりなく参拝されている。金毘羅宮や讃岐一之宮田村神社などは多くの遍路によって参拝されている。広島の大岩神社、大三島の三島神社に詣る遍路もいる。巡礼路が延長されている事例といえる。他の時代には見られない遙拝という納経がみられるのがこの時代の特徴といえよう。それは「土州十七ヶ所遙拝所」とか「宇和島四ヶ所遙拝所」とか「四十番遙拝所」という拝所が出現している。遙拝所というシステムが生み出されたと考えている。土州十七ヶ所遙拝所は薬王寺が、宇和島四ヶ所遙拝所は大宝寺が納経を出したと筆者は推測をしている。大宝寺については資料11の備考で記したように御宝印が大宝寺と同じものを使用していることから推測している。札所寺院が遙拝所となる事例の他に、資料1と2の納経帳で、南宇和の4寺院を遙拝する寺院がある。文殊院、円福寺、光明寺、神宮寺である。八坂寺と西林寺の間に出現した(稲田道彦2004)。これらの寺院は他の納経帳に一部の寺院名が出てくるだけで、遍路によく知られた遙拝所として確立していたとは思えない。設置する側の理由だけで成立していたのではと推測している。遙拝所寺院では版木まで用意しての納経であるから、組織的な動きであったことは窺える。この表2によるとどの番外札所を参拝するかは個々の遍路によってまちまちである。多くの番外札所が遍路道の変更という、時代背景によってつくられ、それに口伝でその存在を知り、行きあった巡礼者が納経をするという形式ではなかったかと考えている。四国遍路の納

表2 幕末期に納経を行った番外札所

資料 番号	四国外での納経	阿波	土佐	伊予	讃岐
1		阿波白嶽観音院，土州十七ヶ所遙拝處，箸蔵寺		金光山仙龍寺，文殊院，円福寺，光明寺，神宮寺，伊予遍照院	さぬき国神光山大蔵院，仏生山法然寺，白鳥大神宮，金毘羅大権現
2		阿波白嶽観音院，土州十七ヶ所遙拝處，箸蔵寺		金光山仙龍寺，文殊院，円福寺，光明寺，神宮寺，伊予遍照院	さぬき国神光山大蔵院，仏生山法然寺，白鳥大神宮，金毘羅大権現
3		白嶽観音院，箸蔵寺	守月山南勝寺，御篠山神社	金光山仙龍寺，伊予遍照院，生木正善寺，	金毘羅大権現，經納山海岸寺，慈願山遍照院，白鳥大神宮，一宮田村大社，佛生山，八島櫻庵，
4		五百大阿羅漢，邊路無銭渡光明庵，右衛門三郎靈跡杖杉庵，太龍寺岩窟，箸蔵寺			
5				生木正善寺，古歌名所西山興隆寺，	
6	御室御所，教王護国院，	慈眼寺，箸蔵寺		仙龍寺	厄除弘法大師神光院，金比羅大権現，
7		阿波灌頂滝		仙龍寺，与州村松地蔵庵，	
8		五百大阿羅漢，太龍寺岩窟，月夜御水，土州十七ヶ所遙拝處，箸蔵寺		生木正善寺，隣日大師浄明寺，仙龍寺	金毘羅大権現，一宮田村大社，八島櫻庵，金毘羅大権現
9		五百大阿羅漢，箸蔵寺，		仙龍寺，三島本宮，	佛生山，金比羅大権現
10		土州十七ヶ所遙拝所，		仙龍寺	金毘羅大権現，

11	御室御所，東寺，西加茂神光院，瑜伽山蓮台寺	五百大阿羅漢，月夜御水，土州十七ヶ所遙拝処，一夜御候奉正寺，白嶽観音院，箸藏寺	仙龍寺，大樂山地蔵庵，生木地蔵，宇和島四ヶ所遙拝処，東山延喜庵	金毘羅大権現，白峰根香之間吉清水庵，志度寺奥院地蔵寺，金毘羅大権現，
12		箸藏大伽藍，		金毘羅大権現
13	安藝蔵島社	津峯大権現千福寺，土州十七ヶ所遙拝処，灌頂滝，丈六寺，右衛門三郎靈跡杖杉庵，柳水庵，箸藏伽藍，	仙龍寺，四十番遙拝所，	金毘羅大権現，佛生山
14		五百大阿羅漢，土州十七ヶ所遙拝処，灌頂滝	仙龍寺	
15		五百大阿羅漢，廻路無鏡渡光明庵，長戸庵，御水庵，杖杉庵，土州十七ヶ所遙拝処，箸藏寺	仙龍寺，東いよ延喜庵	金毘羅大権現
16		長戸庵，柳水庵，太龍寺無明窟，土州拾七ヶ所遙拝所，	仙龍寺，法佛山遍照密院，地蔵大土 七水いよ難読，	一宮田村大社，屏風浦奥白方影向庵，
17		五百大阿羅漢，土州十七ヶ所遙拝処，	仙龍寺，	佛生山，白鳥大神宮，
18		五百大阿羅漢，太龍寺岩や，土州拾七ヶ所遙拝処，右衛門三郎靈跡杖杉庵，柳水庵，箸藏寺	仙龍寺	白鳥大神宮，金毘羅大権現，屏風浦白方海岸寺，
19		五百大阿羅漢，月夜御水，柳水庵，箸藏寺	仙龍寺，いよ字和鳴四ヶ所遙拝処，	一宮田村大社，佛生山，志度寺奥院地蔵寺，護摩所金剛庵，白鳥大神宮，

20		土州十七ヶ所遥拝処					
21	四天王寺 摂州天満宮, 摂州東成郡生玉大明神, 摂津和光寺, 芸州厳島社大聖院	箸藏寺				仙龍寺, 生木正善寺,	岩田山蓮香寺, 八島櫻庵, 志度寺奥院地藏寺, 金毘羅大権現
22		津峯千福寺,				仙龍寺, 生木正善寺,	金毘羅大権現
23		箸倉寺,	月山神社			宇和島怒ノ峠勢清山多福院, 仙龍寺, いよ遍照院, イヨ永徳寺, 大洲松下庵, 七度栗務清山多福院	金毘羅大権現
24	厳島社大願寺	嵯山寺奥院, 一宮奥院観正寺, 星谷寺, 安明寺(難読), 月光山明王院, 箸藏寺		笹三社蓮華密院,		仙龍寺	金比羅大権現, 岩田宮蓮香寺, 一宮田村大社, 聖天山, 春日川攝待茶堂,
25	厳島社大聖院	灌頂滝, 土州十七ヶ所遥拝所, 箸藏寺				仙龍寺, イヨ宇和島四ヶ所遥拝所,	佛生山, 金比羅大権現, 白鳥大神宮
26		柳水庵, 灌頂瀧慈眼寺, 不明所伽藍(難読, 太龍寺平等寺間), 土州拾七ヶ所遥拝處,				仙龍寺, 法佛山遍照院, 十夜橋, 遍照院	
27	金剛峯寺奥院, 南紀根香寺, 金剛峯寺伽藍所	月夜御水, 八坂行基庵, 白嶽観音院, 柳水庵		仁井田座大神			

経所の流動性が高まった時代には参拝者の考え方で、納経する場所が加えられたことを推測している。この時代の遍路の動きを見ていると、四国遍路の巡礼の本質的な部分にかかわっているように考える。四国遍路は88の寺院を回らなくても完結するのか？ 遍路にとって何が重要な要素なのか？ 札所という場所は代替がきくのだろうか？ これらの疑問が巡礼路の変更と、番外札所の出現によって解決されようとしたのではないだろうかと推測する。

これらの番外札所が現在どのようになっているのかという興味がある。例えば2001年の論文に取り上げた高松市の神光山大蔵院は現在庵そのものが取り壊されて、空き地になっている。ごく一部の人を除いてここに納経所があったことが忘れ去られている。このようにかつての番外札所が跡をとどめず失われている事例もある。現代の歩き遍路の案内書に載せられている番外札所と、それにも掲載されていない番外札所を表3にまとめた。分類の基準としたのは宮崎建樹著の『空海の史跡を尋ねて 四国遍路ひとり歩き同行二人』にリストアップされているかどうかで判断した。この本は歩き遍路のために出版された初期のガイドブックで、他の歩き遍路のガイドブックに比べて番外札所等の参拝場所に関する情報が多数のっている解説書と考えている。表3ではこのリストに

表3 現在も参拝される番外札所と参拝リストから漏れた番外札所

	阿波（徳島）	伊予（愛媛）	讃岐（香川）
現代の遍路案内書に拝所として掲載されている	五百大阿羅漢、長戸庵、柳水庵、右衛門三郎霊跡杖杉庵、慈眼寺、月夜御水、箸蔵寺	十夜ヶ橋、文殊院、伊与遍照院、三島本宮、古歌名所西山興隆寺、生木正善寺、金光山仙龍寺、	金毘羅大権院、佛生山法然寺、経納山海岸寺、志度寺奥院地藏寺、
現代の遍路案内書に拝所として掲載されていない	邊路無銭渡光明庵、焼山寺奥院、阿波灌頂滝、丈六寺、一宮奥院観正寺、星谷寺、安明寺（難読）、月光山明王院、一夜御候拳正寺、阿波白嶽観音院、太龍寺岩窟、太龍寺無明窟、不明所（難読）、津峯大権現千福寺、土州十七ヶ所遙拝處、	宇和島窓ノ峠努清山多福院、瞬目大師浄明寺、宇和島四ヶ所遙拝處、四十番遙拝所、円福寺、光明寺、神宮寺、与州村松地藏庵、大樂山地蔵庵、イヨ永徳寺、地藏大土、東山延喜あん、七水いよ（難読）、七度栗務清山多福院	屏風浦奥白方影向庵、慈願山遍照院、厄除弘法大師神光院、白峰根香之間吉清水庵、岩田山蓮香寺、神光山大蔵院、一宮田村大社、聖天山、春日川攝待茶堂、八島櫻庵、護摩所金剛庵、白鳥大神宮、

取り上げられている札所を現在も拝所として取り上げられている番外札所として扱い、このガイドブックに掲載されない札所を、その存在がよくわからない番外札所として下欄に示した。リストに掲載されない札所も、例えば現在は神社として遍路とは無関係を保ちながら、その所在等を確かめることのできる拝所がある。一方その情報が失われてその所在をたどれなくなっている場所とがある。

筆者の独断であるが、リストに掲載されない番外札所をよく知られたものと、よく知られないものに分ける。

阿波（徳島県）では、丈六寺は今も大寺院として現存する。津峯大権現千福寺は津峯神社として現存している。また弘法大師が悪星を封じ込めた星の岩屋として知られている星谷寺などが現存し、一般に知られている。以下の、邊路無銭渡光明庵、焼山寺奥院、阿波灌頂滝、一宮奥院観正寺、安明寺（難読）、月光山明王院、一夜御候拳正寺、阿波白嶽観音院、太龍寺岩窟、太龍寺無明窟、不明所（難読）、土州十七ヶ所遙拝處はおぼろげな情報でその所在は知られているが、もう少し厳密な調査報告が今後必要と考えている。

伊豫（愛媛県）では、宇和島窓ノ峠努清山多福院、瞬目大師淨明寺、宇和島四ヶ所遙拝處、四十番遙拝所、円福寺、光明寺、神宮寺、与州村松地藏庵、大樂山地蔵庵、イヨ永徳寺、地藏大士、東山延喜あん、七水いよ（難読）、七度栗務清山多福院のほとんど全部の番外札所がその所在地が精査される必要があると考えている。

讃岐（香川県）では、一宮田村大社、白鳥大神宮が神社として人々に膾炙しているが、次の屏風浦奥白方影向庵、慈願山遍照院、厄除弘法大師神光院、白峰根香之間吉清水庵、岩田山蓮香寺、神光山大蔵院、聖天山、春日川攝待茶堂、八島櫻庵、護摩所金剛庵は、その存在の調査が必要と考えている。これらの番外札所はさらに今後の詳細な調査が必要であると考えている。

7 終わりに

巡礼は巡礼路をめぐりその途中で配された札所寺院を参拝する。巡礼路は宗

教的な感慨を巡礼者に与えることができるように構想され、設計されている、一つの構築物と考えられる。巡礼路の設計者がいたというよりも、それに関わった人間の叡知が長い間に蓄積され、造られてきた構築物であるのかもしれない。最初期の四国遍路のガイドブックを書いた眞念は「四国徧礼道指南」で、札所番号を1番から88番まで表した。後の遍路はそれを順にめぐるのが穏当なあり方として受け入れた。現代の私たちもこれをすべて回ることが修行だと考えている。納経帳を調べているうちに、四国遍路が88の札所を回れなくなった時代があったことを知った。江戸時代末期に、土佐藩と宇和島藩が安政の南海地震による被害のために、遍路に限ってだされた入国禁止令によってである。四国遍路はこれに従っている。筆者の調べた限り数例の例外的な事例を含みながらも、両藩の法令が強力に遂行されたと考える。筆者はこの現象を巡礼という宗教行為を根底から問い掛ける問題と考えた。全札所を回らなくても巡礼が完結するのか？ 全部の巡礼路を回らないとすると、巡礼者にとってはそれで巡礼が完結するのだろうか？ また巡礼が途中で拝むべき場所の札所というのはどういう意味をもつのだろうか？ 全体を構成する部分が足りなくても四国遍路は成立するものだろうか？ 巡礼者自身が巡礼地や札所を設定することが可能なのであろうか？ 四国遍路の巡礼路を形づくっている枠組みは確固たるシステムではなく、融通無碍に要素たる札所を入れ替えることができる巡礼のシステムなのだろうか？ きっと四国遍路が時間をかけて構築されている草創期にはどこが札所か、どこが巡礼路か定まらない時代が長く続いたと考えられる。しかし貞享4（1687）年に眞念による道案内「四国徧礼道指南」が出された後、実際にこういう困難を乗り越える形で四国遍路はその姿を変えながら、巡礼を継続した。う回する巡礼路を形成し、番外札所という形で札所を補いながらである。こういう変遷を許容しながら変化してきた四国遍路の巡礼路は、遍路にとって何が巡礼行動から求められているのか、という点と関わりとを考えている。

幕末期に四国遍路をした吉岡無量居士と亡き妻のぶの巡礼のあり方を一つの事例としながら、四国遍路にとっても激動期である幕末の四国遍路の姿を明ら

かにすることは、四国遍路という現象が、巡礼者が巡礼によって何を求め、どのような感慨を手にするのできるものであろうか。巡礼が、時代によって変遷したことと、時代によっても変化しなかった部分を分けて考えることは、遍路の求めるものを明らかにできると考え、さらにここで提出した疑問を今後も調査によって明らかにしていきたい。

この論文を書くために吉奥弘様、今村賢司様、柚山俊夫様に御教示を賜りました。ここにお礼を申し上げます。

参 考 文 献

- 稲田道彦（2001）「江戸時代末期と明治初期の二家族の四国遍路の旅」香川大学経済論叢 74 卷 1 号, 77-100 p
- 稲田道彦（2001）「景観としての遍路道と遍路の行程の変化」科学研究費報告書, 1-128 p
- 稲田道彦（2004）「納経帳から見た、幕末明治初期の遍路道の変遷」『四国遍路と世界の巡礼』編集委員会編『四国遍路と世界の巡礼国内シンポジウム・プロシーディングス』, 38-44 p
- 稲田道彦（2007）「幕末期の四国遍路のとまどい」地方史研究 57 卷 5 号, 通卷 329 号, 26-29 p
- 喜代吉榮徳（1998）四国辺路研究第 14 号, 41 p
- 高知県（1977）高知県史 民俗資料編（1977）, 1024 p
- 武田和昭（2010）神仏分離・廃仏毀釈期の四国八十八ヶ所札所の動向 — 納経帳からの考察を中心として —, 香川県文化財保護協会『文化財協会報』平成 21 年度特別号, 23-46 p
- 宮崎建樹（1990）「四国遍路ひとり歩き同行二人」へんろみち保存協力会, 89 p